

真和志庁舎跡地売却に係る一般競争入札について

地方自治法第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 寛



1 入札に付する事項

所 在	地 番	地 目	地 積
那覇市寄宮 2 丁目	233 番 1	宅地	1,913.05 m ²

2 入札参加者の資格

以下のすべての要件を満たしていること。※1

- (1) 売買代金の納入期限までに、土地売買代金の支払い完了が可能なこと。
- (2) 日本の法律により設立され、日本国内に本店（又は主たる事業所）を有する法人又は日本の法律により日本国内で事業を行っている個人事業者※2
- (3) 本件土地を買い受け、土地活用に関する事業を適切に実施できること。
- (4) 土地活用に関する事業の実施に必要な資格、経験、資力、技術力、信用を有すること。

※1 申込後であっても、要件を満たさない者となったことが判明した場合は、入札参加者や落札候補者として失格とする。

※2 個人事業者とは、個人で事業を行っている者で、開業時に個人事業の開業・廃業等届出書を、納税地を所轄する税務署長に提出した者。

3 応募者の制限

以下のいずれかに該当する者又は団体は応募できません。※1

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者又は団体。
- (2) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て、もしくは民

事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者。

(3) 市町村税、国保税等を滞納している者。

(4) 本件土地を反社会活動のために利用するなど公序良俗に反する用途に使用しようとする者。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条及び那覇市暴力団排除条例(平成24年3月27日条例第1号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体に該当する者。

※1 申込後であっても、要件を満たさない者となったことが判明した場合は、入札参加者や落札候補者として失格とする。

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、応募書類及び入札参加申込書の受付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市役所本庁舎5階

那覇市 総務部 管財課 庁舎管理グループ

電話番号(代表) 098-867-0111(内2078)

(直通) 098-862-9904

(2) 売却要領等の配付、入札申込受付期間に関する事項

① 入札の実施は、入札参加申込書類の審査を行った後、入札参加資格を得たものに対して行う。売却要領等については、本市ホームページからダウンロードして参照すること。

② 売却要領等の配布期間及び入札参加申込書類受付期間
令和7年6月2日(月)～令和7年7月25日(金)
午前9時～正午、午後1時～午後5時

5 質問受付及び回答

入札者は、売却要領、閲覧図書(契約書、図面)を熟知の上、入札しなければならない。この場合において売却要領等に疑義がある場合は、質疑書(様式7)により説明を求めることができる。ただし、入札後、売却要領等について不知又は不明を理由として異議を求めることはできない。

売却要領等に関する質問については、次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和7年6月2日(月)から令和7年7月11日(金)午後5時15分までとする。再質問の受付は行わない。

(2) 提出方法

質疑書(様式7)にまとめ、次の連絡先までFAX又はEメールにて提出すること(送信後、電話で着信の確認を行うこと。)電話、口頭での質疑は受付けない。内容によっては、回答できない場合もある。

T E L : 098-862-9904

F A X : 098-862-9352

Eメールアドレス：S-KANZAI001@city.naha.lg.jp

(3) 回答方法

本市ホームページで令和7年7月18日(金)までに公表する。
質疑者名は非公表とする。

6 入札執行の日時及び場所

(1) 日 時：令和7年8月8日(金)

午後3時00分～受付

午後3時10分～入札

※台風等により那覇市役所本庁舎が閉庁となった場合のみ、
下記の予備日に入札を実施する。

予備日：令和7年8月15日(金)

午後3時00分～受付

午後3時10分～入札

(2) 場所：那覇市役所本庁舎5階 501会議室

※予備日も同じ場所に入札を実施します。

※本庁舎駐車場は有料となっておりますので、なるべく
公共交通機関をご利用ください。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札保証金は現金による納付とする。ただし、那覇市契約規則(平成26年那覇市規則第59号)第8条第1項第1号に該当する場合は免除とする。

(2) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上に相当する額とする。

(3) 入札保証金納付期間

令和7年6月2日(月)～令和7年8月7日(木)

(4) 入札保証金納付書の申請・交付場所

那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎5階

那覇市 総務部 管財課 庁舎管理グループ

8 契約保証金

那覇市契約規則(平成26年那覇市規則第59号)第30条第1項第11号の規定により、契約保証金は免除とする。

9 予定価格 385,870,500円

※落札価格は、予定価格以上の最高入札価格とする。

10 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者がした入札

(2) 委任状を持参しない代理人がした入札

- (3) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (4) 同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印（代表者印は印鑑登録届出印、代理人の場合は代理人の印）を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札の場合は、当該再度入札に係る案件の初度（3回目の場合は、初度及び2回目）の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

11 その他

その他詳細については、売却要領による。